

令和4年度

木古内町特産品販路拡大・開発支援事業

補助金申請・実績の手引き

■受付期間

木古内町特産品販路拡大事業：随時

木古内町特産品開発支援事業：令和4年5月2日（月）～6月30日（木）

■申請受付・問い合わせ

木古内町役場産業経済課産業経済グループ







TEL 2-3131

FAX 2-3622

## 「木古内町特産品販路拡大・開発支援事業」実施における注意事項

補助金は、公的資金（税金）を活用している以上、適正なプロセスで事業を実施しなければなりません。下記の事項が守られていない場合、補助金の交付が受けられない、または、交付の後でも返還しなければならない場合もありますので、遵守してください。

### 記

-  補助金を受けた年の翌年から5年間の間に事業者が報告なく次のいずれかに該当することになった場合は**補助金の返還**をしなければなりません。
  - ・事業者の営業を休止又は廃止したとき。
  - ・事業計画に変更が生じたとき。
  - ・町外に住所を異動したとき。
  
-  補助事業に関する帳簿及び書類を備え、当該補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から**5年間保存**しなければなりません。
  
-  途中で**事業内容を変更する場合は、計画変更申請書を提出**して町長の承認を受けなければなりません。些細なことでもご相談ください。
  
-  経費の支出については、請求書（内訳がわかるもの）、領収書、印刷物、写真等によりできるだけ詳細にご証明ください。（実績報告の際、コピー添付）
  
-  補助金で取得した**機械装置等の財産は保管状況を明らかに**してください。事業終了後5年間は責任をもって保管管理してください。
  
-  実績報告は、事業実施後または精算後速やかにご提出ください。補助金額については実績報告に基づき確定となります。

その他、不明なことや疑義があるときは、産業経済課産業経済グループまでご連絡ください。

## 趣 旨

木古内町内の事業者が**自らの商品の販路拡大やブラッシュアップを目的に参加する商談会や当町の資源を活用した特産品を開発する**ことで地域経済の活性化を図ることを目的として、補助金を交付するものです。

※既存商品と類似するものは、対象事業とならない場合があります。

## 対 象 者

補助の対象者は、町内に所在する法人事業者又は個人事業主です。

ただし、法人事業者並びに法人の代表者及び個人事業主が町税、使用料（下水道受益者負担金、公営住宅使用料を含む）その他の公課を滞納している事業者を除きます。

## 対象事業・経費・補助金額

補助の対象事業は、**令和5年3月31日までに事業を完了**できる販路拡大支援事業及び特産品開発支援事業です。ただし、1事業者が同一年度に申請できる事業は、各事業それぞれ1回限りとなります。

事業ごとの対象経費と補助金額は次のとおりです。

事業名	補助対象経費	補助率及び補助上限額
販路拡大支援事業	商談会出展料 会場設営費（装飾、備品使用料など） 広報物製作費（当該商談会等で使用するものに限る） 出展物の搬送費 商談会出展のための旅費（交通費、宿泊費は1事業者2名まで）	補助率1／2以内 補助上限額は、5万円とする。
特産品開発支援事業	新たな特産品の試作に係る原材料及び副資材の購入に要する経費 商品開発に係る機械装置等の購入費 商品の立案、パッケージデザイン等に係る開発経費及び委託料 販路開拓に要する経費（パンフ・ポスター・のぼり等） 試作品品質検査等に係る経費 など	補助率1／2以内 補助上限額は、25万円とする。

※ただし、特産品開発支援事業について**販売商品**に関する原材料、副資材、包装資材印刷の経費については補助対象外とします。

### 計画書の提出

※事業計画書等は町ホームページからダウンロードできます。

事業計画書等に必要事項を記入し、産業経済課産業経済グループまで直接持参ください。

- |   |
|---|
| 木古内町特産品販路拡大事業 ① 事業計画書（様式第1号）                |
| 木古内町特産品開発支援事業 ① 事業計画書（様式第2号） ② 収支計算書（様式第3号） |

### 計画書の審査

事業計画内容の審査を実施し、審査結果をもとに町長が審査の可否決定を行い各申請者へ通知します。

木古内町特産品開発支援事業については、**7月に事業計画内容のヒアリングを実施**しますので、説明員の出席が必要です。

### 申請方法

事業計画の承認を受けた申請者は、補助金交付申請書に必要事項を記入し産業経済課産業経済グループまで直接持参ください。

- |                     |
|---------------------|
| ① 補助金等交付申請書（第1号様式）  |
| ② 事業計画書（第2号様式）      |
| ③ 補助事業等収支予算書（第5号様式） |

### 交付決定

町長が補助金の交付決定を行い各申請者へ通知します。

※申請者は交付決定後に事業を開始してください。

### 実績報告

補助金の交付を受けた補助対象者は事業完了後に下記の書類を提出します。

- |                       |
|-----------------------|
| ① 補助金等実績報告書（第9号様式）    |
| ② 事業実績書（第2号様式）        |
| ③ 補助事業等収支精算書          |
| ④ 領収書、事業費の金額を証する書類の写し |
| ⑤ 成果品（商品・印刷物など）の写真    |
| ⑥ その他町長が必要と認める書類      |

### 問い合わせ先

〒049-0422 木古内町字本町218番地  
木古内町役場 産業経済課産業経済グループ  
TEL 2-3131 FAX 2-3622